

なら食と農の魅力創造国際大学校フードクリエイティブ学科
奈良県内開業・就業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、奈良県内における飲食事業者の増加及び飲食業に従事する人材の確保を図るため、なら食と農の魅力創造国際大学校（以下「大学校」という。）のフードクリエイティブ学科（以下「フード学科」という。）を卒業後、県内で開業又は就業する者を増やすことを目的として、当該卒業生のうち県内で飲食店等を開業した者又は一定期間県内の飲食店等に就業した者に対して、予算の範囲内において補助金として交付するものとする。また、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食店等 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項又は旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に基づき、奈良県知事又は奈良市長の許可を受けた営業施設又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項に基づき、奈良県知事又は奈良市長に届出を行った営業施設をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業を営む施設は対象外とする。
- (2) 飲食店等を開業した者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 自ら事業主体として飲食店等の営業を開始した者。
 - イ 事業承継により飲食店等の経営を引き継いだ者。
 - ウ 既存事業とは別に新たな飲食店等の営業を開始した者（第二創業）。
- (3) 事業承継 既存の飲食店等の事業について、代表者の変更を伴い、その経営を引き継ぐことをいう。
- (4) 第二創業 既存の法人又は個人が、既存事業とは別に新たな飲食店等の事業を開始することをいう。
- (5) 就業 飲食店等を営む法人又は個人と正社員として雇用契約を締結し、業務に従事することをいう。
- (6) 正社員 次のすべてに該当する者をいう。
 - ア 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。
 - イ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。
- (7) 卒業生 大学校条例（昭和58年奈良県条例第14号。以下「条例」という。）第2条に規定するフード学科を令和8年3月以降に卒業した者をいう。
- (8) 原級留置 各学年の課程の修了が認められず、同じ学年を繰り返して学習することをいう。
- (9) 起算日 卒業日の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、民法の規定にかかわらず期間の計算は初日を算入し、末日が行政機関の休日にあたるときはその前日をもって満了日とする。
- (10) 対象職種 厚生労働省編職業分類に掲げる職種のうち次に掲げるものその他の職種をいう。

日本料理調理人、西洋料理調理人、中華料理調理人、各国料理調理人、飲食チェーン店等調理員、学校給食調理員、給食等調理員、調理補助者、調理人見習、バーテンダ

一、その他の飲食物調理の職業、飲食店店長、旅館・ホテル支配人、ウェイター・ウエイトレス（飲食店ホール係）、配ぜん人、旅館・ホテルフロント係、旅館・ホテル接客係

(11) 授業料 条例第7条第2項第2号に規定する授業料をいう。

(12) 共同経営者 飲食店等の経営に主体的に関与し、経営判断又は業務執行に責任を有する者をいう。ただし、資金提供のみを行う者その他経営に実質的に関与しない者は含まない。

（補助対象者の要件）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のすべての要件を満たす者とする。

(1) 卒業生であること。

(2) 原級留置を受けていないこと。

(3) 次のいずれかに該当すること。

ア 起算日から3年以内に、奈良県内で飲食店等を開業した者（共同経営者を含む）。

イ 次のすべてを満たしていること。

① 起算日から6か月以内に、奈良県内の飲食店等に就業すること。

② 起算日から4年以内に通算して3年以上奈良県内の飲食店等に就業し、かつ、奈良県内の勤務地において対象職種に従事した者。なお、産前産後休業、育児休業又は介護休業（「労働基準法」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づくもののほか、法令に基づき事業者において整備された休業又は事業者が就業規則その他これに準ずる規程に基づき認める休業又は休暇であって、当該事業者において雇用関係が継続しているもの）については、その期間を就業期間に含めるものとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、在学期間中に納付した授業料の2分の1以内とし、上限は2年間の授業料相当額の2分の1とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、卒業後に第3条の要件を満たしたときは、速やかに、かつ起算日から4年以内に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ定める書類を提出しなければならない。

(1) 開業の場合（第3条第1項第3号のアに該当する者）

- ・なら食と農の魅力創造国際大学校フードクリエイティブ学科奈良県内開業・就業支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- ・誓約書（第2号様式）
- ・営業許可証又は届出の写し
- ・個人事業の開業届出の写し又は法人設立の登記事項証明書
- ・第2条第1項第2号のイ又はウに該当することを証明する書類（該当する者）
- ・共同経営契約書その他経営への実質的関与を確認できる書類（該当する者）
（共同経営者として申請する場合は、営業許可証又は開業届のみをもってその証明とせず、当該書類を提出しなければならない。）

(2) 就業の場合（第3条第1項第3号のイに該当する者）

- ・なら食と農の魅力創造国際大学校フードクリエイティブ学科奈良県内開業・就業支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- ・誓約書（第2号様式）
- ・就業証明書（第3号様式）

・雇用契約書の写し

(補助金の交付)

- 第6条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において適当と認めるときは、補助の交付の決定及び補助金の額の確定を行い、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定を受けた者」という。）に対し、通知するものとする。
- 2 交付決定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(指示及び検査)

- 第7条 知事は、交付決定を受けた者やその関係者に対して、必要に応じて質問し、帳簿書類の検査や調査を行うものとし、交付決定を受けた者は、これに協力しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第8条 知事は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。
- (1) 第5条第1項第1号により提出した誓約書の誓約事項に違反したとき。
- (2) 必要書類の提出がなかったとき。
- (3) 第7条の規定による求めに応じなかったとき又は虚偽の報告を行ったとき。
- 2 前項の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金に係る書類の保存)

- 第9条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経理や申請事実を明確にする証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助金の支払いが完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月10日から施行する。

ただし、令和6年度に大学校フード学科に入学した者又は令和8年3月卒業生については、第4条の規定にかかわらず、補助金の上限額は授業料1年分の2分の1とする。

第1号様式

なら食と農の魅力創造国際大学校フードクリエイティブ学科
奈良県内開業・就業支援事業補助金交付申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者氏名（フリガナ）：
住 所：
電話番号：
メールアドレス：
生年月日： 年 月 日
卒業年月： 年 月

なら食と農の魅力創造国際大学校フードクリエイティブ学科奈良県内開業・就業支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、標記補助金の交付を別紙関係書類を添えて申請します。

申請額 金 _____ 円

【補助対象区分】（該当するものに✓）

- ☐ 奈良県内における飲食店等の開業
☐ 奈良県内における飲食店等への就業

【開業又は就業状況】（該当するものを記載）

〔開業の場合〕

- ・開業日： 年 月 日
・店舗所在地：
・営業許可（届出）番号：

〔就業の場合〕

- ・就業開始日： 年 月 日
・就業期間： 年 月 日～ 年 月 日
・就業先事業者名（法人名又は個人事業主名）：
所在地：
・勤務地名：
所在地：
・勤務地の営業許可（届出）番号：
・対象職種分類（厚労省分類番号・名称）その他の職種の内容：
※複数就業先がある場合は別紙で記載

〔共同経営者の場合〕

- ・共同経営者であることを証明する書類（共同経営契約書その他経営への実質的関与を確認できる書類）

【添付書類】

〔開業の場合〕

- ☐ 誓約書（第2号様式）
☐ 営業許可証又は届出の写し

- ☐ 個人事業の開業届出の写し又は法人設立の登記事項証明書
- ☐ 事業承継又は第二創業を証明する書類（該当する者）
- ☐ 共同経営契約書その他経営への実質的関与を確認できる書類（該当する者）

〔就業の場合〕

- ☐ 誓約書（第2号様式）
- ☐ 就業証明書（第3号様式）
- ☐ 雇用契約書の写し

第2号様式

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者

住 所：

氏 名（自署）：

電話番号：

誓 約 書

私は、「なら食と農の魅力創造国際大学校フードクリエイティブ学科奈良県内開業・就業支援事業補助金交付要綱」に基づく補助金の交付申請にあたり、下記の事項を誓約します。

記

1. 虚偽その他不正な手段により申請を行っていないこと。
2. 交付要綱第3条に定める補助対象者の要件を満たしていること。
3. 補助金の交付決定に係る取消又は返還命令があった場合には、これに従い、当該金額を速やかに返還すること。
4. 共同経営者として申請する場合は、申請内容に係る事業において、経営に実質的に関与していること。
5. 本事業に係る証拠書類を整備し、奈良県からの求めに応じて提出又は提示すること。
また、これらの書類を補助金交付年度終了後5年間保存すること。
6. その他、奈良県知事の指示又は調査等に誠実に応じること。

第3号様式

就 業 証 明 書

就業者氏名	住 所		生 年 月 日	
			年 月 日	
就業先事業者名（法人名又は個人事業主名）				
所 在 地				
電 話 番 号				
勤務地名称（店舗名等）				
所 在 地				
電 話 番 号				
営業許可（届出）番号 （食品衛生法又は旅館業法）	（許可（届出）日： 年 月 日）			
雇用形態	正 社 員			
雇用契約期間	自 年 月 日 至（ ）（※期限の定めの有無を記載）			
	育児休業又は介護休業（「労働基準法」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づくもの）			有 ・ 無
	（ ） 年 月 日～ 年 月 日 （ ） 年 月 日～ 年 月 日 （ ） 年 月 日～ 年 月 日 ※括弧内には休業の名称を記入			
主な職種・業務内容（※厚生労働省編職業分類 小分類のうち対象職種のうち該当する分類を記載：例「055-01 日本料理調理人」等）その他の職種内容				
備 考				

上記のとおり証明します。

年 月 日

奈良県知事 殿

事業主氏名（法人の場合は法人名及び代表者職・氏名）：

住所（所在地）：

電話番号：

事業主印（法人の場合は代表者印又は社判）：

(印)

【注意事項】

- ・本証明書は申請者が当該事業者にて正社員として雇用され、実際に業務に従事している事実を証明するための書類です。
- ・奈良県から追加資料の提出、又は内容確認のための問い合わせを行う場合があります。
- ・虚偽の申請による不正受給が判明した場合は、補助金交付決定の全部又は一部取り消しのうえ、補助金の返還を求めるだけでなく、事業主も含めて公文書偽造罪の刑事罰

が適用される場合があります。

- ・正社員とは次のすべてに該当する者をいいます。
 - ア 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。
 - イ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日並びに定期的な昇給又は昇格の有無等の労働条件について、長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。
- ・上記に該当しない場合（例：有期雇用契約、名目的な雇用関係、実態のない在籍等）は、本補助金の対象となりません。

第4号様式

なら食と農の魅力創造国際大学校フードクリエイティブ学科
奈良県内開業・就業支援事業 補助金請求書

年 月 日

奈良県知事 殿

氏 名：

住 所：

交付決定通知（ 年 月 日付 奈良県指令第 号）に基づき、下記のとおり
補助金を請求いたします。

記

【請求金額】

金 円

【振込先口座】

金融機関名：

支店名：

口座種別： 普通・当座

口座番号：

口座名義人（カナ）：

※申請者本人名義の口座に限ります。